

法定定年年齢の延長

全国人民代表大会常務委員会は、「法定定年年齢の段階的な引き上げに関する決定」を可決しました。本決定は 2025 年 1 月 1 日から適用されます。

法定定年年齢

男性は満 60 歳から満 63 歳へ、女性幹部は満 55 歳から 58 歳へ、女性は満 50 歳から 55 歳になります。

	現行（改正前）	改正後	経過措置
男性	60 歳	63 歳	4 カ月ごとに 1 年延長
女性幹部	55 歳	58 歳	
女性	50 歳	55 歳	2 か月ごとに 1 年延長

養老年金制度

基本養老年金の最低納付期間を 2030 年 1 月 1 日から毎年 6 カ月ずつ延長し、段階的に 15 年間から 20 年間まで引き上げる。

従業員は法定定年年齢に達しかつ最低納付期間を満たさないときは、納付期間を延長或いは一括して納付し最低納付期間に達したときは、基本養老保険を取得できる。

従業員は養老年金保険料の最低納付期間に達していれば、最長 3 年間の早期定年を自主的に選択することができる。ただし改正前の法定定年年齢を下回ってはならない。

雇用期間の延長

単位と従業員との協議により合意したときは弾力的に定年を延長することができる。ただし、延長期間は最長 3 年を超えることはできない。

雇用単位は法定定年年齢を超過した労働者を招用したときは、その労働者の獲得する労働報酬、休憩休暇、労働安全衛生、労災保障など基本的權益を保証しなければならない。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

改正後の定年年齢対照表

男性（63歳）		女性幹部（58歳）		女性（55歳）	
生年月	退職年齢	生年月	退職年齢	生年月	退職年齢
1964年12月	60歳0月	1969年12月	55歳0月	1974年12月	50歳0月
1965年1月	60歳1月	1970年1月	55歳1月	1975年1月	50歳1月
1965年2月		1970年2月		1975年2月	
1965年3月		1970年3月		1975年3月	50歳2月
1965年4月		1970年4月		1975年4月	
1965年5月	60歳2月	1970年5月	55歳2月	1975年5月	50歳3月
1965年6月		1970年6月		1975年6月	
1965年7月		1970年7月		1975年7月	50歳4月
1965年8月		1970年8月		1975年8月	
1965年9月	60歳3月	1970年9月	55歳3月	1975年9月	50歳5月
1965年10月		1970年10月		1975年10月	
1965年11月		1970年11月		1975年11月	50歳6月
1965年12月		1970年12月		1975年12月	
1966年1月	60歳4月	1971年1月	55歳4月	1976年1月	50歳7月
1966年2月		1971年2月		1976年2月	
1966年3月		1971年3月		1976年3月	50歳8月
1966年4月		1971年4月		1976年4月	
1966年5月	60歳5月	1971年5月	55歳5月	1976年5月	50歳9月
1966年6月		1971年6月		1976年6月	
省 略					
1976年1月	62歳10月	1981年1月	57歳10月	1984年1月	54歳7月
1976年2月		1981年2月		1984年2月	
1976年3月		1981年3月		1984年3月	54歳8月
1976年4月		1981年4月		1984年4月	
1976年5月	62歳11月	1981年5月	57歳11月	1984年5月	54歳9月
1976年6月		1981年6月		1984年6月	
1976年7月		1981年7月		1984年7月	54歳10月
1976年8月		1981年8月		1984年8月	
1976年9月	63歳0月	1981年9月	58歳0月	1984年9月	54歳11月
1976年10月		1981年10月		1984年10月	
1976年11月		1981年11月		1984年11月	55歳0月
1976年12月		1981年12月		1984年12月	